定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年三月二十四日

大阪市城東区鴫野西二丁目一八番六号

マックスレイ株式会社

代表取締役　山本　博之

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年三月二十四日

大阪市中央区淡路町三丁目五番一三号

創建不動産販売株式会社

代表取締役　吉村　忠士

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年三月二十四日

岡山県倉敷市上富井五〇九番地三

岡野興業株式会社

代表取締役　岡野　光作

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社中西ハムと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年五月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年三月二十四日

埼玉県熊谷市万吉二六八五番地一

岡小商事株式会社

代表取締役　小澤　聰

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社三翠社ホールディングスを完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年五月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年三月二十四日

大阪府堺市西区築港新町二丁六番三六

株式会社三翠社

代表取締役　嘉祥寺　豊

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社ササハラホールディングスを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、平成二十七年四月二十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年三月二十四日

愛知県瀬戸市広之田町四六九番地の二

笹原金型株式会社

代表取締役　笹原　裕介

株式移転につき株券等提出公告

当社は、レイ商事株式会社を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、平成二十七年四月二十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年三月二十四日

大阪市城東区鴫野西二丁目一八番六号

マックスレイ株式会社

代表取締役　山本　博之

限定承認公告

本籍埼玉県川越市大字中福四一八番地、最後の住所埼玉県所沢市北所沢町一九九二番地の四五ファーストリバー一〇三

被相続人　亡　石田　清志

右被相続人は平成二十六年八月日時不詳死亡し、その相続人は平成二十七年三月十日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十四日

東京都東村山市恩多町二丁目二三番地二

限定承認者　小川　裕子

限定承認公告

本籍高知県高岡郡津野町黒川四三四番地、最後の住所高知県高知市春野町弘岡中一〇〇二番地

被相続人　亡　片岡多美野

右被相続人は平成二十六年十一月一日死亡し、その相続人は平成二十七年三月十七日高知家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十四日

高知市朝倉丙一四九九―二四　木の丸グリーンハイツ一〇一

相続財産管理人　片岡知寿江

限定承認公告

本籍宮崎県延岡市大貫町三丁目一二五二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　井上　辰男

右被相続人は平成二十二年四月二十一日死亡し、その相続人は平成二十七年三月四日宮崎家庭裁判所延岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十四日

宮崎県都城市下長飯町五四八〇番地一

限定承認者　井上　幸子

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年四月二十四日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年三月二十四日

神奈川県横浜市西区北幸二丁目五番一七号

横浜NSビル八〇二

株式会社F&Rコンサルティング

代表取締役　相馬　聡

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額三十億六千五百万円を二十億八千万円減少して九億八千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年十月九日付日刊工業新聞の第六頁に掲載されています。

平成二十七年三月二十四日

東京都千代田区麹町二丁目三番地九

特定目的会社ソニック・インベストメンツ7

取締役　荒川　和也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資総口数六万一千三百口のうち四万一千六百口を消却して一万九千七百口とすることにいたしました。右償却に係る当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年四月二十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年三月二十四日

東京都千代田区麹町二丁目三番地九

特定目的会社ソニック・インベストメンツ7

取締役　荒川　和也

正誤

ページ	段	行	誤	正
一二	下	終りから五	第二項、第五条第	条第二項及び第五
一四	上	二七、	第二十一条の、第二十三条第三第三項、第二三項	十三条第三項
〃	〃	二九、	第二十一条の、第二十三条第三第四項、第二四項	十三条第四項

（原稿誤り）

平成二十六年八月六日（号外第百七十五号）公布農林水産省・国土交通省令第二号（海岸法施行規則及び海岸保全施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

四一	二十日	十三日	

平成二十七年三月五日外務省告示第六十一号（インドネシア共和国の国民に対する査証免除措置に関する日本国政府のインドネシア共和国政府への口上書の発出に関する件）

（原稿誤り）

三四	終りから一六	No.	No. 885(A)

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月二十四日付第六四号六　四ページ●同日付政府調達第五五号一六ページ●二月十六日付衆会第六号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03(3587)4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）